

ふれあい

06年10月
第46号発行人 裁判ウオッチング千葉
事務局 千葉市稲毛区小仲台六ノ十四ノ四
サン稲毛ビル三〇二
司法書士 小沼一幸 事務所
TEL 043(287)1940
FAX 043(287)1941

最近の幹事会で話題になった高山俊吉著「裁判員制度はいらない」(講談社)について、個人的な感想を書きました。この文章は個人の意見で、その責任はすべて筆者(黒沢香)にあり、裁判ウオッチング千葉の見解・立場とは無関係であることを、あらかじめお断りしておきます。

わが国の司法には何の問題もなく、現在もすばらしい裁判が行われている。裁判員制度によって一般市民の常識・良識が反映されるようになると、さらに良い裁判が実現する。これが制度を推進する裁判所の公式的な見解であるように思えます。それに対して「裁判員制度はいらない」で著者の高山氏が語っているのは、今の裁判はとも問題が多いうえに、次第に悪くなりつつある。裁判員制度によってそれが決定的に、取り返しがつかないほど悪化する、というもののようです。

裁判所の説明は、何のために司法制度改革がなされ裁判員制度が導入されたようとしているのか、とても一般市民を説得できるものでないように思えます。じつさい最近の世論調査でも、義務だといわれれば裁判員になると答えた人が過半数を超えたものの、この制度を支持しないと答えた人も約6割いたようです。裁判所の見解に納得する人はあまり多くないのです。

それに比べ、裁判ウオッチングを長く続けてきた者には、この本の著者の見解に共感を覚える部分が少なくありません。たとえば、現在でも冤罪が少なくないことや、冤罪を減らすとする組織的な努力が裁判所にまったく見られない

「裁判員制度はいらない」か？
ほんとうに

被告人は、自分に対する裁判の意味を理解し、法廷の内外において、訴追側の攻撃(有罪の証明)に対し、効果的に防御できなければならぬと考えるに当たります。この能力に欠けると判断されれば、裁判は行われません。ほとんどの被告人は、一般市民と同じ素人です。素人に裁判を理解できないなら、被告人もまた理解することができず、現代司法の重要な前提が崩れてしまいます。

有罪・無罪の判断が、素人である一般市民に無理だということとは、どういうことを意味するのでしょうか。ほんとうに分らないのです。しかし著者はどのような民主主義を考えているのでしょうか。一般市民を「能力不足」として切り捨てる考え方は、常識的な民主主義と、あいまいなように思えます。そして「裁判員制度はいらない」のもう一つのメッセージは、一般市民は政治から解放され、自分の好きなように生きる権利がある。それを邪魔するな、ということのようです。そこには、積極的に社会に関与していくことや、人々のために貢献するという思いが考慮されていません。そのようなことが一人ひとりに求められているのではないかと意見に対し、そ

「素人には、しよせん無理」？
「裁判員制度はいらない」という本の根底にあるのは、「素人には、量刑はもろろん、有罪・無罪の判断もしよせん無理」で、「素人にはまかせられない」というメッセージだろうと思います。数多く引用された新聞記事などの内容がそれを如実に表しています。つまり、そのような意見を著者は選択して引用しているのです。しかし、「素人には、しよせん無理」という考え方は、以下のように思えます。その理由は以下のとおりです。

現代の司法には被告人能力・訴訟能力という考え方がありません。被告人は、自分に対する裁判の意味を理解し、法廷の内外において、訴追側の攻撃(有罪の証明)に対し、効果的に防御できなければならぬと考えるに当たります。この能力に欠けると判断されれば、裁判は行われません。ほとんどの被告人は、一般市民と同じ素人です。素人に裁判を理解できないなら、被告人もまた理解することができず、現代司法の重要な前提が崩れてしまいます。

これは、一般市民は法律を守ることができなくなります。だから、裁判を理解することや有罪・無罪の判断が一般市民にできないなら、法治主義は成り立たないのです。そして、法治主義なしに民主主義はありえませんが、このように「素人には無理、まかせられない」というメッセージには、根本的な問題があるように思われます。

「ほんとうに」？
この本の著者は、司法制度改革審議会の意見書(2001年)に「基本的人権の記述がなく、民主主義という言葉も一度しか出てこない」と批判しています(191頁)。

もしかしら、この著者は選挙も否定するのでしょうか。選挙は裁判員法を作ったのは国会であり、法律を制定するのも改正するのも廃止するのも、国会議員の選出であること、その国会議員を選ぶのは、一般市民であることが見えてきません。司法も立法も行政もひとくくりに、すべてが「国」の「悪だくみ」だと言わなければなりません。しよせん素人の一般市民が、このようなことをきちんと理解し、政治を動かすことなどありえないと考えているのでしょうか。裁判員制度を廃止に追い込む方法として、裁判所に頭出ししないことを推奨しているように読めます。心ある人たちが力をあわせ、社会を少しでもより良い方向に動かそうという考え方はどうなるのでしょうか。

「何も良いことはない」？
さて検察審査会に関する興味深いデータがあります。検察審査員は選挙人名簿から無作為に選ばれた裁判所に呼び出されます。彼らの仕事は、検察庁が行った不起訴処分を見直すことで、ときには不起訴不当や起訴相当の議決を行います。半年の任期が終わると、審査会事務局がアンケート調査を行います。過去のデータによれば、約60%の人が、呼び出されたとき、できればやりたくないと考えていたそうです。しかし半年後には、ほぼ全員(95%)を超える人たちが、やってよかったという意見に変わるようです。自分の人

「裁判員制度はいらない」続き
生にとつて、とても役立つ経験だったと考えるのです。検察審査員を経験した人はすでに50万人近くになるといわれています。

検察審査会による議決には疑問が持たれたケースもあり、必ずしも賞賛のみの制度とは言えないでしょう。しかし審査員経験者のメッセージは明確だと思えます。最初は面倒だと思ひ、やりたくないことでも、社会のためになるなら、やりがいがあり、おもしろく、役立つ経験に変わります。

ほんとうに裁判員制度に反対するのなら、裁判員にならないなどという違法かつ姑息な手段をとらず、真正面から裁判官に向かい、なぜ裁判員になりたくないか話せばいいと思います。そんな人が続けば、裁判官もうんざりするでしょう。もっと良いと思うのは、きちんと裁判員をつとめ、評議の場で裁判官にはつきりと「もの申す」とです。それが強力に裁判官と裁判所を変えようと思えます。

ところで、米国の陪審裁判で163頁から165頁に記載された質問をすべて尋ねられた陪審員候補者はいないだろうと思えます。普通の陪審裁判では、このような質問はまったく尋ねられないし、重大な裁判でもこんなに細かいことは問われません。残念ながら、陪審制度に関する正確な神話がまた一つ作られたようです。